

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号列記以外の部分中「乃至第八号の」を「から第七号までに規定する」に、「第九号の」を「第八号に規定する」に、「但し」を「ただし」に、「申立」を「申立て」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「（以下「特別措置法」という。）」を「（昭和六十一年法律第六十六号。以下「特別措置法」という。）」に、「登録取消」を「登録取消し」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

第六条第一項各号列記以外の部分及び第四号から第九号までの改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。